トピックス

公共工事の施工体制に関する全国一斉点検について

国土交通省大臣官房技術調査課 技術管理係長 福田 勝之

1. はじめに

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要となります。このため、国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、平成14年度から、監督職員以外の職員による一斉点検を全国において展開しています(以下、「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」という。)。本稿では、この取組みについて簡単にご紹介します。

2. 法的位置づけ

建設工事を行うにあたり、適正な施工体制を確保することは、「建設業法(昭和24年法律第100号)」において建設業者に対して義務づけられているところですが、特に公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」(以下、「適正化法」という。)及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」という。)により、その徹底を一層確実にするための手続きが、発注者及び受注者に対して求められています。

また、「適正化法」では、公共工事の受注者に対して、施工体制台帳の写しを発注者に提出することなどを義務づけ(第13条)る一方、発注者に対しても、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を義務づけるともに、一括下請けに該当すると疑うに

足りる事実(建設業法第28条第1項第4号)や、必要な建設業許可を有しない建設業者と下請契約を締結していると疑うに足りる事実(同6号)、施工体制台帳が作成されない場合(同第24条の7第1項)には、建設業の許可を行った国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することを求めるなど、適切な施工体制の確保を担保するための受発注者の責務が位置づけられています。

さらに、平成17年4月施行された「品確法」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

3. 実施体制

国土交通省では、各工事を担当する監督 職員によって日頃から、施工体制の点検を 行うとともに、その結果を工事成績評定に 反映させるなど、発注者として、適正な施 工体制を確保するための取組を実施してい るところです。

さらに、「適正化法」の施行を踏まえ、平成14年度からは、例年3ヶ月程度の点検期間を設定し、期間内に抜き打ちで点検を実施しています。点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部(工事品質調整官、工事検査官)、営繕部(技術・評価課長等)、各事務所等(副所長、工事品質管理官、技術課長、

<平成22年度の点検項目>

1). 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置

- ①元請業者の監理技術者等の資格(JV構成員含む)・常駐(JV構成員のみ)(建設業法第26条等)、② 監理技術者資格者証・講習修了証の提示(建設業法第26条第5項等)
- ii. 施工体制台帳の備え付け等
 - ①施工体制台帳の備え付け(建設業法第24条の7、重点点検)、②施工体系図の掲示(建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項)③建設業許可票の掲示(建設業法第40条)

iii. 下請契約

①下請業者の建設業許可(建設業法第3条)、②明確な工事内容での下請契約(建設業法第19条の1、重点点検)、③適切な請負代金の支払い方法(建設業法19条の1、重点点検)

2). 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

i. 元請業者の下請施工の関与状況

①発注者との協議、②施工計画書(品質管理計画等の立案)、③工程管理の実施、④施工管理(品質確保、検査・試験記録の保管)、⑤完成検査(下請業者の完成検査)、⑥安全管理(安全巡視の実施、安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場の点検結果等の記録と保存状況の確認)、⑦施工調整及び下請業者への指導監督(施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督)

ii. 紛らわしい施工体系

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

3). 下請業者への点検項目

- i. 下請業者の主任技術者の配置状況
 - ・下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性
- ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング
 - ①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態、④足場の点検結果等の記録と保存状況の確認

工務課長等)の職員が、監督職員等の立会の上で、受注者等から関係資料の提示やヒアリングの実施を通じて実施しています。

このような一斉点検は、他の公共工事発注機関とも連携しつつ実施しているところであり、平成22年度は47都道府県、19政令指定都市及び高速道路株式会社各社など9機関に対して一斉点検の実施を依頼しています。

4. 平成22年度の点検について

平成22年度は、10月~12月の3ヶ月間 を一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実 施しました。対象とする工事の規模は、請

負金額が2,500万円以上の工事(建築工事においては、5,000万円以上の工事)とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びそれに準じて重点的な監督業務を実施する工事(以下「低入札工事等」という。)に重点をおきつつ、稼働中の工事の約10%にあたる820件について点検を行いました。

点検結果については、http://www.mlit. go.jp/report/press/kanbo08_hh_000136.html に掲載しておりますのでご確認ください。

5. まとめ

平成22年度の点検により、平成14年度に 改善すべき事項として目立っていた建設業 法許可票の提示及び施工体系図の提示の基本点検項目について改善がみられるなど、公共工事の受注者の建設業法及び適正化法に関する理解と徹底が進んでいることが確認できました。また、発注者にとっても、監督職員のみならずそれ以外の者が点検を行うことにより、統一的な理解が得られてきたものと考えています。

一方、点検を行った工事の約22%にあた る180件の工事で改善すべき事項が見つか るなど、同法の趣旨を徹底するためには、 更なる取組が引き続き必要です。

国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、平成23年度も公共工事の施工体制に関する全国一斉点検を実施する予定です。また、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督・検査業務を通じて対策を講じて参ります。他の公共工事発注機関においても、点検結果から適正な施工体制の確保に努めていただければ幸いです。